ボイラー構造規格等の一部を改正する告示

（ボイラー構造規格の一部改正）

第一条　ボイラー構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（材料の使用制限） **第二条**　次の表の上欄に掲げる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分に使用してはならない。	（材料の使用制限） **第二条**　次の表の上欄に掲げる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分に使用してはならない。
材料	ボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分
（略）	（略）
日本産業規格G三四五四（圧力配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五五（高圧配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五六（高温配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五八（配管用合金鋼鋼管）及び日本産業規格G三四五九（配管用ステンレス鋼鋼管）並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）
（略）	（略）
日本産業規格G三二一四（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）、日本産業規格G三四五九（配管用ステンレス鋼鋼管）、日本産業規格G三四六三（ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管）、日本産業規格G四三〇三（ステンレス鋼棒）、日本産業規格G四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）、日本産業規格G四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及び日本産業規格G五一二一（ステンレス鋼鋳鋼品）に定めるオーステナイト系ステンレス鋼並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	火炎の触れる部分（ボイラー水が蒸発する部分に限る。）
（略）	（略）
日本産業規格G五五〇二（球状黒鉛鋳鉄品）、日本産業規格G五七〇五（可鍛鋳鉄品）に定める黒心可鍛鋳鉄品並びに日本産業規格B八二四〇（冷凍用圧力容器の構造）の附属書Aに定めるダクタイル鉄鋳造品及び同規格附属書Bに定めるマレアブル鉄鋳造品並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）

改正後	改正前
（材料の使用制限） **第二条**　次の表の上欄に掲げる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分に使用してはならない。	（材料の使用制限） **第二条**　次の表の上欄に掲げる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分に使用してはならない。
材料	ボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分
（略）	（略）
日本産業規格G三四五四（圧力配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五五（高圧配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五六（高温配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五八（配管用合金鋼鋼管）及び日本工業規格G三四五九（配管用ステンレス鋼管）並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）
（略）	（略）
日本産業規格G四三〇三（ステンレス鋼棒）、日本産業規格G四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及び日本産業規格G四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	節炭器の管寄せであって火炎に触れない部分以外の部分
（略）	（略）
日本産業規格G五五〇二（球状黒鉛鋳鉄品）、日本産業規格G五七〇五（可鍛鋳鉄品）に定める黒心可鍛鋳鉄品並びに日本工業規格B八二七〇（圧力容器（基盤規格））の附属書五に定めるダクタイル鉄鋳造品及びマレアブル鉄鋳造品並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）